

平成29年2月3日

各 位

事業所の指定取消処分についてのご報告とお詫び

医療法人好縁会
理事長 下山直登

本日、広島市より、当法人グループの運営する介護サービス事業所が、下記のとおり介護保険法に基づく指定を取り消す処分と指定の一部の効力を停止する処分を受けました。

当法人の事業所をご利用いただいていたご利用者様やそのご家族様、そして日頃から当法人の運営する各施設に対してご愛顧をいただいています地域の皆様、さらには介護保険制度を信頼し支えていらっしゃる国民の皆様に、ご迷惑とご心配をお掛けしてしまいましたことを、心からお詫び申し上げます。

当法人では、今回の処分を重く受け止め、組織体制の再編や法令遵守部門の創設を行うなど、今後このようなことが二度と起こらない体制にするための改革を行っています。

1 指定取消処分について（経緯のご報告）

今回の指定取消処分を受けるに至った経緯の概要は以下のとおりです。

- ケアプランサポートふれあい段原（居宅介護支援事業所）について
居宅介護支援事業所とは、要介護・支援認定申請の代行を行ったり、在宅サービスを利用する方のために居宅サービス計画を作成したりする事業所です。
居宅介護支援事業所については、計画作成業務を、事業所として指定を受ける際に届け出た住所にある事務所で行わねばならないこととされています。
しかし、ケアプランサポートふれあい段原の職員は、住宅型有料老人ホームのご入居者様の計画作成等の事務作業を、事業所の事務所ではなく、この老人ホームの中で行っていました。
このような状況においては、この老人ホームの場所を住所として新たな事業所の届出をすべきだったのですが、その届出を怠ったまま、老人ホーム内で事務作業を続けていました。
このように指定された事業所以外の場所で計画作成等の事務作業を行っていたことが、介護保険法に定める指定取消事由に該当するとして、指定を取り消され、介護報酬を返還することとなりました。
- やすらぎ訪問介護ステーション（訪問介護事業所）について
訪問介護事業所とは、居宅を訪問して介護や生活援助を行う事業所です。
やすらぎ訪問介護ステーションは、平成24年3月までは住宅型有料老人ホームの建物内に事務所を構えていましたが、職員が増えて手狭になっていたことに加えて同一建物減算にかからなくなるという利点もあり、住宅型有料老人ホーム

の外に新たに事務所を賃借して事業所を移転しました。

しかし、当初計画していた老人ホーム以外のご利用者様へのサービス提供が思うように伸びず、老人ホームご入居者様へのサービス提供が中心のままであったことから、老人ホーム内の事務所において事務作業を行うことが常態化してしまいました。

このように、申請上の事務所住所と実際に事務作業を多く行っていた場所とが異なる運営がされていたことが法令に反するものと判断され、介護保険法の定める指定取消事由に該当するとして、指定を取り消され、介護報酬を返還することとなりました。

○ グループホームふれあい東野（認知症対応型共同生活介護事業所）について

認知症対応型共同生活介護事業所とは、認知症高齢者のご利用者様が少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活する住居で、介護や生活援助、機能訓練を行う事業所です。

グループホームふれあい東野においては、介護の度合いが重いご利用者様に対して認知症専門ケアサービスを提供すべく、一定の経験を有し、専門研修を修了した職員を配置して事業を開始しました。

しかし、この職員が、異動前に勤務していた別の施設で職員らに指導・助言を行うが生じたため、この職員はグループホームふれあい東野ではなく、前に勤務していた別の施設での勤務を続けることとなりました。

本来であれば、この時点で人員配置を見直して他の職員を配置したり広島市に対して変更の届出をしたりするなどの適切な対応をとるべきところでしたが、現場で人員管理を行っていた者と人事部門担当者と広島市に対する指定申請を担当していた者との三者の間で情報共有ができておらず、必要な経験を有し研修を修了した職員がいないのに、一部の介護の度合いが重いご利用者様について、「認知症専門ケア加算（Ⅰ）」を受けている状態が続いてしまっていました。

この点が、本来算定してはならない「認知症専門ケア加算（Ⅰ）」を算定していたものとして、指定の一部の効力を停止（新規のご利用者様受入れの停止）することとされ、介護報酬を返還することとなりました。

2 このような事態に至った原因

指定取消処分を受けた2事業所については、当法人全体において法令遵守に関する意識づけが徹底されていなかったために、問題のある勤務、運営形態を見過ごしていたものです。

指定の一部の効力停止処分を受けた1事業所については、各部門の情報共有ができておらず、人員配置に問題があることを見過ごしていたものです。

3 再発防止策

当法人グループにおける法令遵守体制の不備と各部門の情報共有の不備が原因となってこのような事態に至ったものです。

深く反省し、介護保険制度が公的なものとして国民のみなさまの信頼によって立つものであることを改めて認識し、適正な運営を行うべく、法人内体制の整備に取り組んでいます。

具体的には、法令遵守を担当する専任部署を設け、この部署で責任をもって法人内各施設の自己点検を行う仕組みを導入しました。

これによる運営に関する情報を一元的に管理し、情報共有の不備の解消も目的としています。

このたびは、皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしてしまい、誠に申し訳ありません。重ねてお詫び申し上げます。

以上